



都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目		金 額				項 目		金 額			
		十	百	千	円			十	百	千	円
I	収入総額 (1)～(2)の計			240	608	II	支出総額 1～2の計			540	000
	(1) 前年からの繰越額			118	608	1	経常経費の合計 (1)～(4)の計				
	(2) 本年の収入額 1～6の計			126	000		(1) 人件費				
1	個人の負担する党費又は会費						(2) 光熱水費				
	(党費又は会費を納入した人の数)				人		(3) 備品・消耗品費				
2	寄附 (1)～(2)の計			80	000		(4) 事務所費				
	(1) 寄附の区分 ア～ウの計			80	000	2	政治活動費の合計 (1)～(6)の計			540	000
	ア 個人からの寄附						(1) 組織活動費				
	(うち特定寄附)						(2) 選挙関係費				
	イ 法人その他の団体からの寄附						(3) 機関紙誌の発行その他の				
	ウ 政治団体からの寄附			80	000		事業費 ア～エの計			540	000
	(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)						ア 機関紙誌の発行事業費				
	(2) 政党匿名寄附						イ 宣伝事業費				
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入			46	000		ウ 政治資金パーティー開催事業費				
	(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)						エ その他の事業費			540	000
	(1000万円以上の政治資金パーティー)						(4) 調査研究費				
	(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)						(5) 寄附・交付金				
	(1パーティーで1人20万円超の支払)						(6) その他の経費				
	(2のうち対価の支払いのあつせんによるもの)						備考				
4	借入金										
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
6	その他の収入 (1)～(2)の計										
	(1) 10万円未満のもの										
	(2) 10万円以上のもの										
						III	翌年への繰越額 (I-II)			186	608

全団体提出





(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1~9のいずれかに○をつけてください)					↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)				
項目別 区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費						項目別区分小分類		定期総会		
	⑥ その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費						※記入必須				
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
飲食代			5	4	000	4	4	20	健康中華店 青蓮 Luz 本店	大田区大森北1-10-14 Luz 大森3F	
この頁の小計			5	4	000						
その他の支出											
合計			5	4	000						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。  
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。  
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最終頁に記載してください。  
(注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 19 日

政治団体の名称 大森地区の税理士による平将明後援会

会計責任者の氏名 川名 康祐



↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（代表者の氏名

印）

(注1)「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

(注2) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。



## 政治資金監査報告書

令和5年5月18日

大森地区の税理士による平将明後援会

代表 根本 文雄 殿

登録政治資金監査人

東京都大田区東馬込1-12-12

税理士 横田 昭夫

登録番号第936号



研修修了年月日平成21年4月22日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大森地区の税理士による平将明後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大森地区の税理士による平将明後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。



なお、政治資金監査の対象期間においては、大森地区の税理士による平将明後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

大森地区の税理士による平将明後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、大森地区の税理士による平将明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上